

資本家エンゲルス

——フリードリヒ・エンゲルスとエルメン
&エンゲルス, 1850—1869年——

田 中 章 喜

目 次

- I はじめに
 - II 入社以前
 - III 資本家への道
 - IV 仕事と生活
 - V 解散と決算
 - VI おわりに
- 付表
注

I はじめに

エンゲルスは、1848年革命の挫折後、マルクスの才能を信じ、自らの意思でマルクス家の経済的援助を決意した。彼は革命家としての生活を自ら打ち切り、マンチェスターにある父の会社エルメン&エンゲルスに入社し、マルクスに仕送りを続けた。つまり、エンゲルスの経済的援助がマルクスによる経済学研究を終始支えたのであった。そして、レーニン以来、こうした関係はマルクスとエンゲルスの美しき友情を示すものとして、マルクス主義者の間で一つの美談として語り続けられてきた。しかし、エンゲルスがマンチェスターの地でどのような生活を送っていたのか、また、エンゲルスが働いていた「父の会社」とはどのような企業であったのかといった点になると未だに様々な誤解が存在す

資本家エンゲルス(田中)

る。実際、彼がエルメン&エンゲルスでの仕事を嫌い、それを「犬の仕事」と呼んだことが強調されることはあっても、エンゲルスが果たして、父の会社の「店員」あるいは「社員」として、いわばサラリーマン生活を送ったのか、それとも資本家として裕福な生活を送っていたのかといった基本的な問題についてでさえ明らかではない。⁽¹⁾

その背景には、従来の正統派マルクス主義者による研究では、同時期のマルクスの経済学研究やインターナショナルにおける活動に焦点が絞られ、エンゲルスのマンチェスター時代は忘れ去られるべきものとして看過される傾向があったといえよう。なるほど、忠実な正統派マルクス主義者にとっては、共産主義の創始者であるエンゲルスが父の会社で高額の所得を得ていたり、その収入によってマルクスの経済学研究が支えられていたことが明らかになることは、都合の悪いことだったのかもしれない。

だが、エンゲルスと彼が働いていたエルメン&エンゲルスの検討は非常に興味深い問題を提起するといつてよい。もちろん、それは、エンゲルスの伝記研究に寄与しうるだけでなく、産業資本や産業資本家像の検討に対して有効である。というのは、19世紀中葉のイギリス産業資本に関しては、資料上の制約⁽²⁾もあって、未だに十分に明らかにされてきたとはいいがたいからである。その点、エンゲルスの場合、マルクス主義の始祖の一人であったがために、企業内での仕事の内容をもうかがわせる書簡がかなりの数で残っており、比較的、資料の保存は良好である。⁽³⁾

周知のように、19世紀イギリス資本主義では、のちの時代とは違って、資本を所有するとともに自ら経営をも直接担う所謂個人資本家が支配的であったと信じられてきた。こうした理解は、学派を問わず共有されているが、その起源はマルクスの『資本論』に求めることができよう。実際、当時の産業界の実情に疎いマルクスは、『資本論』執筆にあたり、様々な具体的な問題についてエンゲルスの意見を常に求めた。マルクスにとって、最もよく知りうる産業資本といえ、エンゲルスが働くエルメン&エンゲルスであったわけである。だとすれば、エルメン&エンゲルスの企業としてのあり方は多かれ少なかれ『資本

論』の展開に影響を与えていると考えてよいだろう。エルメン&エンゲルスの検討を通して、19世紀イギリス資本主義では個人資本家が支配的であるとされてきた、その主張の歴史的背景を理解することが可能であり、同時にその理論的限界をも確認できよう。

ところで、エンゲルス研究については、かつてはその研究がマルクス研究と比して相対的に立ち遅れており、その研究の進展の必要性は日本でも指摘されてきた。⁽⁵⁾だが、近年、海外では、所謂「第2バイオリン奏者」としてのエンゲルス像が否定され、彼の役割が高く評価される中で、エンゲルス研究は活性化の兆しを見せている。⁽⁶⁾しかも、従来、殆ど看過されてきたエンゲルスとエルメン&エンゲルスの関係に関しても、詳細な研究が現れてきた。⁽⁷⁾とはいえ、日本においては、エンゲルスの実業家としての生活はもちろんのこと、エンゲルス研究が全体として進展を見せていないことも事実である。そこで、ここでは、近年の研究成果を利用するとともに、エルメン&エンゲルスの経営資料などの一次資料をできる限り利用して、1850-60年代のエンゲルスと彼が働いていたエルメン&エンゲルスの実態を明らかにすることを通して、19世紀中葉のイギリス産業資本・産業資本家像に一定の反省を加えてみたい。

Ⅱ 入社以前

1820年にバルメンの商家に生まれたエンゲルスは、1837年にギムナジウムを中退して父の会社で見習いとして働き出した。一年もたたないうちに、エンゲルスは父によってプレーメンの商人ハインリヒ・ロイポルトの下に商人修行に出され、1841年3月まで2年半ほど働いた。その後、エンゲルスは商人としての見習生活を嫌い、兵役を理由に一時ベルリンに逃避した。⁽⁹⁾だが、エンゲルスは1842年末には再び商人修行に舞い戻り、父の会社であるエルメン&エンゲルスで更なる修行を積むためにイギリスに渡り、1844年までマンチェスターで仕事を続けた。この時、エンゲルスはエルメン&エンゲルスの仕事に従事しただけでなく、他方で社会主義者やチャーチストと交流を持つとともにマンチェス

資本家エンゲルス(田中)

ターの労働者の状態を精力的に調査した。⁽¹⁰⁾

1844年には、エンゲルスはマンチェスターの仕事から手を引き、その後、『イギリスにおける労働者階級の状態』を発表し、新進気鋭の共産主義者としての名声を確立すると同時に、マルクスとともに革命家としての生活を大陸で開始した。しかし、この時期のエンゲルスの活動は共産主義者同盟の結成と『共産党宣言』の発表がピークとなり、⁽¹¹⁾1848年革命の挫折後、エンゲルスは再び実業界に舞い戻った。

エンゲルス家は、祖父の代からバルメンを拠点に繊維業に従事していた。この事業は当初はエンゲルス家だけで行われており、エルメン家とは関係がなかった。のちにフリードリヒ・エンゲルス一世のパートナーとなるピーター・エルメンは、1802年オランダ生まれで、1825年にイギリスに渡り、繊維業者として仕事を始めた。ピーター・エルメンは、会社設立後、兄弟のアンソニーとゴドフライをパートナーとして迎え入れ、エルメン&ブラザーズを結成し、マンチェスターとソルフォドに事務所と工場を構えた。ゴッドフライは技術者として優秀で、事業は順調に進んだ。⁽¹²⁾

しかし、エルメン&ブラザーズは新工場の設立と事業の拡張にあたり、彼ら自身の資金力の不足を補うために新たな出資者となるパートナーを募集した。どのような関係からかは今では不明であるが、ピーター・エルメンは、1838年夏にエンゲルスの父フリードリヒ・エンゲルス一世を新しいパートナーとして迎え入れ、ここにエルメン&エンゲルスが設立された。この企業は当初はピーター・エルメンとフリードリヒ・エンゲルス一世の二人だけのパートナーシップであり、エルメン&ブラザーズは別企業として事業を継続した。⁽¹³⁾企業の設立とほぼ同時に、エンゲルスはヴィクトリア工場という名称の新工場をマンチェスターに設立し、事務所はエルメン&ブラザーズと共有した。⁽¹⁴⁾

ヴィクトリア工場の詳しい状況は現在では殆ど分らない。しかし、1842年のチャーチスト運動の高揚の中、ゼネラル・ストライキが拡大したとき、エルメン&エンゲルスのヴィクトリア工場は「暴徒」により襲撃されている。⁽¹⁵⁾また、『工場監督官報告』を調べたところ、1849年に、エルメン&エンゲルスは、2

人の労働者を工場法に違反して、10時間以上働かせたために2ポンドの罰金という処罰を受けていることが分かる⁽¹⁶⁾。このように、エンゲルスが入社する直前に、エルメン&エンゲルスは工場法違反によって罰金刑が処せられている。少なくとも、ヴィクトリア工場の労働条件は、ほめられたものではなかったようである。

Ⅲ 資本家への道

エンゲルスは1850年11月にマンチェスタに移住し、再びエルメン&エンゲルスで働き出した。エンゲルスが働き出して1ヵ月もたたない時、マルクス夫人のジュニーはエンゲルスに次のように書き送っている。

「あなたがここを離れて大紡績貴族への最良の道を進んでいらっしゃることを、たいへん喜ばしく思っております。二人のにらみ合っている兄弟のあいだにしっかりと割り込んで下さいませ。この争いは必ずやあなたを父上にとってなくてはならない人の地位におくでしょう。今もう私は、あなたがフリードリヒ・エンゲルス・ジュニアとして、また、フリードリヒ・エンゲルス・シニアのパートナーとしてお働きになるのを心に描いております」⁽¹⁷⁾

この手紙に対して、エンゲルスは、

「奥さんからの手紙を頂いて深く感謝する。紡績貴族のことはそれほどひどいことではない。おやじは、どうしても必要であるよりも長く僕をここにひきとめておくつもりは全然ないらしい。だが、様子を見ることにしよう」⁽¹⁸⁾

と答えている。そして、ジュニー・マルクスが望んだように、エンゲルスは将来の資本家を目指してビジネスマンとしての生活を開始した。

エンゲルスが通った職場はエルメン&エンゲルスの紡績工場ではなく、マンチェスターにある事務所であった。エンゲルス自身、働き出した当初に、自らの地位について、

「僕はエルメン家に対しては親父の代理人として正式の地位についていながら、当地の商会の中では仕事をする義務や商会からの給料を伴う正式の地位をもた

資本家エンゲルス(田中)

(19)
ない」

と述べているように、当初はエンゲルスは未だに見習いとして扱われ、その収入も、エルメン&エンゲルスからサラリーが支払われることはなく、エンゲルスの父の配当の一部が分与されるという形を取っていた。その額は、エンゲルスと彼の父との間で年間200ポンドと決められた。(20)

エンゲルスの父はエルメンとのパートナーシップが続く限り、エンゲルスが働くことを望んだだけでなく、最終的にはエンゲルスがパートナーに昇格することを希望した。(21)
(22) そのためには、エンゲルスは彼の能力を示すために仕事に熱心にならなければならなかった。

エンゲルスが働き出してからエルメン&エンゲルスも順調に発展を続けた。ミシンの発明を受けて、優れた技術者でもあったゴドフライ・エルメンは、1851年と1856年に縫糸製造技術の特許を取得している。(23) この特許を利用して、エルメン&エンゲルスはこの時期に本格的に縫糸生産に乗り出し、1850年代には早くも縫糸製造業者としての成功を収めた。「ダイヤモンド糸」商標をつけたエルメン&エンゲルスの製品は業界の一二を争う縫糸として有名になった。(24) エルメン&エンゲルスは事業を拡張し、マンチェスターの事務所と工場以外に、エクルズとボルトンにも拠点を設立するとともに、紡績・縫糸だけでなく、漂白・捺染も行うようになった。(25) もちろん、多少の浮沈はあったが、エルメン&エンゲルスは優良企業としてその名声を確立したわけである。

だが、エルメン&エンゲルスでは、ピーター・エルメンとゴドフライ・エルメンの間で意見が対立していた。(26) エンゲルスの父はピーター・エルメンを追いつけて、ゴドフライ・エルメンに工場を担当させ、エンゲルスに事務所を担当させたいという意向を持っていた。(27) 1852年には、「世間一般の好景気にもかかわらず損をしたので」、エンゲルスの父は、一時は、パートナーシップ契約の解消も考えた。(28) だが、その後、エンゲルスの父は当初の考えに戻り、今までのパートナーであったピーター・エルメンに見切りをつけ、ゴドフライ・エルメンとの関係に将来を託した。結局、ピーター・エルメンはエルメン&エンゲルスから手を引き、1852年6月21日には、エンゲルスの父とゴドフライ・エル

メンとの間で、新しいパートナーシップが結成された。⁽²⁹⁾

この新生エルメン&エンゲルスにおいて、エンゲルスはやっと正式の身分を得た。彼は正式には「corresponding clerk and general assistant」という地位に昇格し、マンチェスターの事務所での仕事を続ける保証を得た。⁽³⁰⁾ その収入はサラリーとして支払われ、年100ポンドに企業利潤の5%の配当を受けることとなった。1856年には彼の能力が評価されてか、利潤の分配率が7.5%に引き上げられた(付表・1)。

その後も、1857年恐慌などに見舞われたが、エルメン&エンゲルスは大きな損失を出すことなく発展を続けた。⁽³¹⁾ だが、1860年3月21日のエンゲルスの父の死亡は、⁽³²⁾ エンゲルスの地位を大きく揺さぶった。父の死去で、エンゲルスは急ぎ帰国したが、「バルメン滞在の最後の数日間に、マンチェスターの事業契約の法律的側面を徹底的に研究した結果、ここでは万事が危機に瀕していた」ためマンチェスターにすぐさま舞い戻った。⁽³³⁾

ゴドフライは、エンゲルスに対して、エンゲルスの父の死去に伴い、エルメン&エンゲルスを解消してエンゲルス一世の出資金については分割して支払うとともに、今後、事業はエルメン兄弟のみで行い、エンゲルスについては、もし働く意思があれば、従来と同じ条件で今後四年間は働いてもよいという提案を行った。これに対して、エンゲルスは、「エルメン&エンゲルスの相続権の安値での譲渡」と彼自身の地位の相対的な「格下げ」を意味するこうした提案を拒否し、ゴドフライと交渉した。⁽³⁴⁾ その結果、エルメン兄弟とエンゲルス家のパートナーシップは維持されることになり、エンゲルスは今後四年間、従来と同じ地位でエルメン&エンゲルスで働くことが認められるとともに、将来のパートナーへの昇格が保証された。⁽³⁵⁾

同じ時期、エンゲルスは、父の死去に伴い四人の兄弟からバルメンでの事業権利を放棄することを要求され、彼は兄弟の提案に対して強く反発した。⁽³⁶⁾ だが、その後の話し合いの結果、エンゲルスはバルメンの事業から完全に手を引き、そのかわりに、イギリスでの事業の権利については他の兄弟の権利を放棄させ、父が残したエルメン&エンゲルスの資本持分である10,000ポンドの相続権を確

資本家エンゲルス(田中)

かなものとした。⁽³⁷⁾

1862年9月25日には、エンゲルスとゴドフライ・エルメンはエンゲルスの現在と将来の地位を保証した正式の契約書を交わした。それによれば、1864年6月30日までエンゲルスは「corresponding clerk and general assistant」としての地位が保証されるとともに、エンゲルス一世の出資金は引き続きエンゲルス家による出資金として認知された。⁽³⁸⁾ また、エンゲルスの報酬は、再び引き上げられ、年100ポンドと利潤の10%の分配を受けることになった(付表・1)。

事業からのエンゲルスの排除に失敗したゴドフライ・エルメンは、兄弟の会社であるエルメン&ブラザーズの事業拡張をてがけ、ブリッジウォーター工場を新しく設立した。エルメン&エンゲルスは、引き続きヴィクトリア工場を中心に生産を続けるとともに、エルメン&ブラザーズが生産した製品をも販売するようになった。⁽³⁹⁾

そして、先の契約が切れる1864年6月30日に、エンゲルス、ゴドフライ・エルメン、アンソニー・エルメンとの間に、期間を5年とする正式のパートナーシップ契約が成立し、新しいエルメン&エンゲルスが成立した。資本金は総額50,500ポンドで、うち10,000ポンドがエンゲルス、40,000ポンドがゴドフライ・エルメン、500ポンドがアンソニー・エルメンの持分であり、エンゲルスとゴドフライの弟アンソニーがパートナーへの昇格を果たした。⁽⁴⁰⁾ エンゲルスの報酬は出資金の5%の利子と利潤の20%の配当となった(付表・1)。ここに、エンゲルスは、ジェニー・マルクスの望み通り、名実ともに、綿業貴族 cotton lord、すなわち資本家となったのである。

エルメン&エンゲルスは綿花飢饉も大きな欠損を出すことなく乗り切り、発展を続けた。しかも、1867年、1869年には産業博覧会で賞を獲得するなど、エルメン&エンゲルスの名声は高まった。⁽⁴¹⁾ また、新しくパートナーとして迎えられたアンソニーも兄のゴドフライと同じように技術者として優秀で、様々な特許を取り、⁽⁴²⁾ 企業の発展に貢献した。

Ⅳ 仕事と生活

パートナーに昇格する以前のエンゲルスの仕事は通信業務と会計業務に大別することができる。顧客の問い合わせや製品の売り込みなどの連絡のための通信業務を行うとともに、手形、領収書、会計文書などの書類作成が事務所でのエンゲルスの主たる仕事であった。⁽⁴³⁾しかし、エンゲルスは単なる事務員や会計士ではなかった。彼は、綿花の買い付けと自社製品の売り込みに、マンチェスターの取引所に自ら出入りし、直接商取引に従事していた。⁽⁴⁴⁾商用で旅行にも出掛けることもあったので、マンチェスター以外での商取引にも従事することがあったといえよう。このように、エンゲルスは通信業務や会計業務だけでなく、商取引にも従事していたのである。

パートナーになる以前の時期においては、エンゲルスは、正規のパートナー、すなわち1850年から1852年まではピーター・エルメン、1852年から1864年まではゴドフライ・エルメンの監督下にあった。エンゲルスが「G・エルメンが言い出して、また帳場で違うやり方を始めた」と述べているように、⁽⁴⁵⁾事務所での仕事は正規のパートナーであるエルメン兄弟が取り仕切っていたことは間違いない。

また、エルメン&エンゲルスのマンチェスターの事務所にはヒルという古参の老事務員がいた。エルメン兄弟に信頼されていた彼がゴドフライ不在の際には金銭の出納を行っており、エンゲルスはパートナーになるまでは金銭の管理を直接できなかつた。⁽⁴⁷⁾また、同じ事務所で働くチャールズ・ローズジェンという事務員もおり、彼は一時はエンゲルスと同格か、それに次ぐ地位にあつた。⁽⁴⁸⁾なお、この二人は事務所でかなり責任ある地位につき、エルメン&エンゲルスに長期勤続しながらも、エンゲルスが父の資本金の相続によって、また、アンソニー・エルメンにいたってはたったの500ポンドの出資金によって、それぞれパートナーへの昇格をはたしたのに対して、彼らは2人とも最終的にパートナーに昇格することができなかつたことは興味深い。もちろん、この他にも数

資本家エンゲルス(田中)

人の店員が働いており、エンゲルスは、そうした下級事務職員の教育・監督も
行っていた。⁽⁴⁹⁾

そして、エンゲルス自身が「エルメンが会社代表としての仕事の面倒くさい
面をだんだん僕に押し付けるようになっていく」と述べているように、⁽⁵⁰⁾ 経験年
数があがるにつれて、正規のパートナーの仕事をも担当するようになった。し
かも、当時のイギリスでは、商法上、利潤の分配を受けている者は、資本を出
資して少なくともパートナーに準じて扱われたことからすれば、⁽⁵¹⁾ 利潤の分配を
受けていたエンゲルスはパートナーに準じる地位にあったとみてよい。いずれ
にせよ、見習い期間を終えたエンゲルスはパートナーに次ぐ地位につき、主と
して事務・会計・取引といった、現在でいえば、経理畑や営業畑のホワイト・
カラーの上級管理職についていたといえよう。

1864年に正規のパートナーとなってからのエンゲルスの仕事もそれまでと大
きな変化はなく、事務所での通信・会計業務とマンチェスター取引所での商取
引に従事した。しかし、以前と違って、会計管理に全責任を追い、直接に金融
管理をも行うようになった。つまり、名実ともに、エルメン&エンゲルスの事
務・商業部門の最高責任者となったわけである。⁽⁵²⁾ こうしたエンゲルスのパート
ナーとしての地位は、エンゲルスの父のそれとは異なっていた。エンゲルスの
父の場合、資本を出資するだけで、経営を担当することのないスリーピング・
パートナーであり、ときたま会社に顔を出しては経営に意見する程度であっ
た。だが、エンゲルスの場合は、そうしたスリーピング・パートナーではなく、
事務畑の仕事⁽⁵³⁾を統括するアクティング・パートナーであった。

ただし、1864年のパートナーシップ契約ではエンゲルス、ゴドフライ・エル
メン、アンソニー・エルメンの職務が詳しく規定されており、エルメン兄弟が
工場経営を担当し、エンゲルスは工場に直接関係する仕事から排除されている。⁽⁵⁴⁾
事実、エンゲルスは、「僕には少しも関係のないG・エルメン紡績工場」と記
し、「それについて、僕になにごとかを語ることは、若いエルメンたちには特
別に禁止されている」と述べている。⁽⁵⁵⁾ また、パートナー昇格以前ではあるが、
エンゲルス自身、1851年と1861年のどちらのセンサス調査に対しても、自らの

職業を「商人」と申告している⁽⁵⁶⁾。つまり、工場管理や技術的な仕事はエルメン兄弟が独占しており、エンゲルスはエルメン&エンゲルスの紡績工場で労働者に直接関わる仕事に従事することはなかったのである。

しかも、1864年のパートナーシップ契約によれば、40,000ポンド出資のゴドフライ・エルメンが「first partner」、10,000ポンド出資のエンゲルスが「second partner」、500ポンド出資のアンソニー・エルメンが「third partner」として格付けされている⁽⁵⁷⁾。実際、こうした地位に規定されて、パートナーになってからのエンゲルスは、勿論、その権限は大きくなったが、ゴドフライ・エルメンの意向を無視することは出来なかった⁽⁵⁸⁾。エンゲルス自身、ゴドフライが「司令官」であり、アンソニーは「参謀総長」であると述べており⁽⁵⁹⁾、この言葉に準じて言えば、エンゲルスはさながら「副司令官」であったといえよう。

こうした実業家としてのエンゲルスの生活が如何に忙しいものであったのかは彼の手紙に垣間見ることが出来る。

「あまりの御無沙汰でお腹立ちのことと思うが、いまましいことには、僕はただもう仕事と商売だけで、自分の頭がどこにあるかも分からないのだ⁽⁶⁰⁾」

「僕はここで耳の上まで仕事に埋まっている。今日中に書かねばならない商売上の手紙がまだ11通もあるのに、もうすぐ7時だ⁽⁶¹⁾」

「いま決算の最中で君に詳しく手紙を書く暇もない⁽⁶²⁾」

「近頃僕がどんなに忙しく働かなければならなかったか、君には想像もつかないだろう……すべての得意先にこの継続的な騰貴を絶えず知らせておくことが、どんな大仕事だったか、君には信じられないだろう⁽⁶³⁾」

「あらゆる種類の電報が雨のように降ってくる時には、この仕事もなまやさしいものではない……この恐ろしい忙しさのために、君たちにとった二行を書くことさえも僕には実際に不可能だった⁽⁶⁴⁾」

エンゲルスは、管理職の頃は、普段は午前10時に入社し、午後8時まで事務所で働いており、その労働時間は休憩時間を含めて10時間であった⁽⁶⁵⁾。「とくに支配人になってからというもの、責任が重くなったために、事情はずっと悪くなっている。収入を増やすためでなければ、僕は本当にもう一度店員に戻り

資本家エンゲルス(田中)

たい」とエンゲルス自身が述べているように、⁽⁶⁶⁾ パートナーになってからは責任が重くなるとともに仕事も忙しくなった。資本家エンゲルスは多忙な仕事に振り回されていたとあってよい。

もちろん、その分、収入は当時の労働者はもちろんのこと中流階級に属するホワイト・カラーよりも高かった。1854-1859年についてはエンゲルスの年収が判明しているが、その時期の彼の平均年収は約567ポンドであるのに対して(付表・2)、同時期における熟練労働者とホワイト・カラーの平均年収は、それぞれ約72ポンド、約242ポンドであった。⁽⁶⁷⁾ このように、パートナーになる以前のエンゲルスの収入でさえ、かなりの高収入であったことは明らかである。しかも、パートナーになってからの年収は、10,000ポンドの資本持分に対する利子として年500ポンドの配分が保証されたうえに利潤の20%の分配を受けた(付表・1)。このことと当時の綿工業企業の利潤が低くとも5%を下らないと⁽⁶⁸⁾ 考えられることから、少なくともエンゲルスは年収1,000ポンド以上は手にしていたと推定できよう。⁽⁶⁹⁾

ともあれ、年収が高いとはいえ、その仕事は多忙を極め、エンゲルスには自由になる時間が少なかった。週日は夜遅くまで仕事に振り回され、家に帰ってから寝るまでの2-3時間が彼の自由になる唯一の時間であった。実際、エンゲルスは次のように述べている。

「来る日も来る日もいまいましい商売のために僕は書けないでいる」⁽⁷⁰⁾

「近いうちに僕はなんとかまた何か書けるようになると思う……だが、僕が毎日8時までには商売にあくせくし、夕食などをすませると、10時前に仕事を始めることは不可能という状態が続く限り、何も出来ないのだ。今は毎朝遅くとも10時には事務所に出なければならぬので、従って1時頃には就寝しなければ、⁽⁷¹⁾ どうしようもない」

「一週間まえからムッシュー・ゴットフリートとのいろいろないさかいやその他の似たような雑事やごたごたに妨げられて、価値形態を勉強するための静かな時間がほとんどなかった」⁽⁷²⁾

同時期のマルクスが大英図書館で経済学研究に没頭するとともに、第1イン

ターナショナルの設立に奔走したのに対して、エルメン&エンゲルスの仕事に振り回されるエンゲルスは、わずかに自由になる時間を利用して、語学や自然科学の断片的な勉強と軍事評論の執筆しか行うことができなかったのである。

しかも、いうまでもなく、エンゲルスはマンチェスターの実業界では共産主義者としての顔をあからさまにすることはできなかった。エルメン&エンゲルスで働きだした時、エンゲルスはエルメン兄弟によって「僕がいくらか怪しく思われてきた」ことを気づかっている⁽⁷³⁾。また、同志であった元共産主義者同盟員ドロンケがマンチェスターの事務所に来たときのことを次のように書いている。

「先週の金曜日、グラスゴウのエルンスト・ドロンケがまったく突然に帳場に現れた……僕と彼とはほとんどチャールズのいるところでしか会わなかったから、彼と議論したり、ぞんざいに彼を扱うわけにはいかなかった……僕は一面識もない普通の番頭に対するように、彼に対して冷たい態度を取り、くだらぬ話しかしなかったが、彼は党に関係するような問題には触れないようにしていた」⁽⁷⁴⁾

こうした状況の中で、マンチェスター時代のエンゲルスは私生活においていわば二重生活を送っていた。最近の研究は、一次資料を駆使して、この点を明らかにしている。それによれば、エンゲルスは幾度か引越しているが、常に二つの住居を持っており、一つが「商人」としてのいわば正式の住居であり、もう一つがバーンズ姉妹とのいわば秘密の住居であった。前者の方は、当時のセンサス調査においても、本名のフレデリック・エンゲルスとして登録されており、マンチェスターでの公的な活動の拠点となったが、後者の方は、センサス調査などでは偽名が使用されており、バーンズ姉妹とともに密かな生活を営んでいたことが分かっている⁽⁷⁵⁾。おそらく、エンゲルスにとって、バーンズ姉妹との家でのみ本当の休息を取ることが出来たのであろう。

エンゲルスは、こうした幾分秘密めいたマンチェスターでの二重生活を20年間続けている。勿論、その中で、バーンズ姉妹との旅行や趣味の乗馬を楽しむこともあれば、大好きな酒を痛飲するだけでなく、きつね狩りに参加すること

資本家エンゲルス(田中)

すらあった。⁽⁷⁶⁾とはいえ、エンゲルスは、普段はビジネスマンとしての仕事に追われ、共産主義者としての知的活動や実際の革命運動にはほとんど直接関与することができなかったことにはかわりはない。その中で、エンゲルスが自らの生活に対する不満を募らせたことは想像に難くない。

V 解散と決算

エンゲルスの苦渋に満ちた実業家としての生活が、彼にとって不本意なものであったのは事実である。しかし、彼は実業家としての生活を続けなければならなかった。エンゲルスがこうした生活を送ったのはひとえにマルクス家を財政的に援助し、マルクスの経済学研究を完成させるためであったことは明らかである。エンゲルスによるマルクス家への送金額の全貌は現在では分らないが、『マルクス・エンゲルス全集』に掲載された書簡から判明するだけでもかなりの額にのぼっていたことが分かる(付表・3)。エンゲルスは彼の生前に自らの手紙の多くを焼き捨てており、⁽⁷⁷⁾実際には付表・3にあげた金額以上の金がマルクスに送金されていたといっ⁽⁷⁸⁾てよい。事実、エンゲルスは、引退が迫った1869年に、「僕はもはや君に年々350ポンドを、ましてやそれ以上を振り向けることはできないだろうが、これまで通り150ポンドは出せるだろう」と述べており、また、マルクスも、「我々は近年は350ポンドよりも多く使ってきた」⁽⁷⁹⁾ことを認めていることから、少なくとも60年代の後半には年150から350ポンドという当時の額としては多額の金が仕送りされていたといえよう。⁽⁸⁰⁾

だからこそ、エンゲルスは、マルクスが『資本論』第1巻の脱稿した時、⁽⁸¹⁾「原稿を出したという知らせで胸のつかえがとれた」
「万歳！ 第1巻ができあがって君がすぐにそれを持ってハンブルグに行くということが書いてあるのを読んだ時、僕はこの叫びが抑えきれなかった」⁽⁸²⁾
とその喜びを表した。そして、『資本論』第1巻の印刷の開始に伴い、エンゲルスはマルクスに次のように伝えた。

「二年たつとゴットフリートの畜生と僕との契約が切れる。こちらでは事態が

変わっているのです、我々二人が契約の延長を望むことは恐らくないだろう。もっと早く解消することさえ、しようと思えば不可能ではなかつただろう。こうなると商売からまったく手を引かなければならない。なぜなら、現在さらに自分自身の事業を始めることは、5-6年は、これという成果もあげないで非常に苦勞することを意味するし、それからなお5-6年は、最初の5年の果実を収穫するために苦勞することを意味するからだ。だが、それでは僕はだめになってしまう。僕には時間の浪費で完全に僕をだめにするこの犬の商売をやめること以上には何も欲しいものはない。この中に入っている限り、何も出来ないのだ⁽⁸³⁾」

なお、この手紙に対して、マルクスは次のように返答している。

「もし君がいなかったから、僕は到底この仕事を完結させることはできなかったろう。そして、きみに断言するが、絶えず僕の良心の上に悪魔のようにのしかかっていたのは、君が自分のすばらしい才能をほとんど僕のために商売に浪費し錆びつかせて、おまけに僕のあらゆる苦勞まで一緒に切り抜けなければならなかった、ということだ⁽⁸⁴⁾」

このように、エンゲルスは『資本論』第1巻の印刷がはじまる中で、実業界からの引退を考えるようになった。しかし、同じ書簡でマルクスはエンゲルスに当分の財政的援助を求め、またエンゲルス自身、マルクス家の生活を今後も支えるためには引き続き金銭的な援助が必要であると感じ、一時はエルメン & エンゲルスのパートナーシップ契約の延長を考えるほどに迷った⁽⁸⁵⁾

しかし、ゴドフライ・エルメンは、パートナーシップ契約解消の期限が迫る中、エルメン & エンゲルスの解散を提案するとともに、契約解消後の5年間、エンゲルスが競争事業を始めないことを条件に一定の金額を支払うという条件を提示した⁽⁸⁶⁾。エンゲルス自身も、次第に解散の方向に傾き、解散時に一定の金額を余分に獲得することを目指した。

交渉は難航したが、結局、前の契約の期限である1869年6月30日に、エンゲルスはエルメン & エンゲルスのパートナーシップから脱退し、同年7月24日と8月10日にパートナーシップ解消の契約書にサインした。この契約書によれば、

資本家エンゲルス(田中)

エンゲルスとエルメン兄弟のパートナーシップは1869年6月30日をもって解散し、今後5年間、エンゲルスは新事業を始めないという当初のゴドフライの要求に付け足して、ゴドフライ・エルメンとアンソニー・エルメンは1874年6月30日まではエルメン&エンゲルスという社名を継続使用してよいという条件が書き加えられた。⁽⁸⁷⁾

エンゲルス家が出資していた資本金は10,000ポンドであったが、エンゲルスはパートナーシップ解散以前にゴドフライの許可を得て、この資本金10,000ポンドを有価証券にかえていた。⁽⁸⁸⁾だから、解散に伴う資本金の引き上げは容易になされたと見てよい。また、会社に留保していた利潤は、1,563ポンド13シリング3ペンスにのぼっていた。⁽⁸⁹⁾また、エンゲルスは彼の思惑通り、エルメン&エンゲルスという社名の使用と競争事業を設立しないことの見返りとして、1,750ポンドを別に支給されることとなった。⁽⁹⁰⁾資本金については有価証券にしてエンゲルスが引き出していたので、残りの3,000ポンド強の金額を、ゴドフライ・エルメンは、エンゲルスに同年8月1日から2ヵ月ごとに1,000ポンドずつ分割して支払うことになった。⁽⁹¹⁾この資本金と留保利潤についてはエンゲルスの兄弟が既にイギリスの事業での相続権を放棄していたため、エンゲルスの母とエンゲルス個人に属することとなった。⁽⁹²⁾彼と母とがどのように分割したかは分からない。⁽⁹³⁾だが、エンゲルスは解散以前の収入である利子と利潤配当分を既に相当分引き出していたようであり、5年間の資本家としての活動によって、ある程度の大金を獲得した⁽⁹⁴⁾ことだけは間違いはない。

晴れて資本家としての生活に終止符を打ったエンゲルスは、最後の出社と契約の完了に際して、その喜びを次のようにマルクスや彼の母に伝えている。

「万歳！ 今日で甘い商売はおしまいになり、僕は自由な人間になるのだ。それについてはゴットフリート先生と昨日はすべての点で話をつけた。彼はすっかり譲歩した。トゥッシと僕とは今朝は僕の最初の自由の日を野原への長時間の散歩で祝った……精算や弁護士たちが僕を多分もう数週間奔走させるだろうが、それはもはやこれまでのように時間の浪費にはならない」⁽⁹⁵⁾

「今日は私が解放された最初の日で、この日を有効に使うには、お母様にお便

りする以上のことはありません。昨日やっとG・エルメンとすべての主要問題
 だけりをつけました……私は新たに自由な身になってすっかり御機嫌です。昨日
 からまったく人が変わったようで、10年も若返りました」⁽⁹⁶⁾

そして、1869年のパートナーシップ解散の契約書通り、エンゲルスが資本を
 引き上げた後も、エルメン兄弟は引き続きエルメン&エンゲルスの社名を使用
 し事業を継続した。使用期限である1874年に、エルメン兄弟は引き続きエルメ
 ン&エンゲルスの社名の使用を求めたが、それに対するエンゲルスの手紙が残
 っている。それによれば、エンゲルスは今後はエルメン&エンゲルスという社
 名の使用を一切認めない旨を伝えている。当時のイギリスの法律によれば、資
 本金を引き上げていても社名に名前が使用されている限り、当該企業の債務履
 行の責任を負わなければならなかったために、エンゲルスは、一刻も早くエン
 ゲルスの名前を社名から削って欲しかったのであった。⁽⁹⁷⁾エルメン兄弟はエンゲ
 ルスの要求を受入れ、エンゲルスの名前を削るとともに、新しいパートナーと
 してピーター・エルメンの娘婿のヘンリー・ジョン・ロビーを迎え入れ、エル
 メン&ロビーと名称を改めて事業を続けるとともに、同族企業としての性格を
 強めた。⁽⁹⁸⁾

エンゲルスは、引退した翌年の1870年にロンドンに移住し、マルクス家の近
 くに居を構えた。同時に、第1インターナショナルの評議員となり、共産主義
 者としての華々しい活躍を始めた。おそらく、エルメン&エンゲルスでの実業
 家としての生活によって得た財産がその後のエンゲルスとマルクス家の生活
 を支えたのであろう。そして、この後、エンゲルスは二度と資本家としての生
 活を送ることはなかったのである。

Ⅵ おわりに

以上のように、1850年から1869年にかけてのエンゲルスのマンチェスター時
 代は、共産主義者としての活動を犠牲にして実業家としての生活に費やされた。
 エンゲルスは、多忙な毎日をおくりながらも、その事業を通して、かなり額の

収入と財産を獲得することに成功した。こうしたエンゲルスとエルメン&エンゲルスの関係は、当時の産業資本や産業資本家の特質をある意味では明快に示しているといつてよい。そこで、簡単にその特質を列挙しておこう。

- i) エルメン&エンゲルスやエルメン&ブラザーズは、当時のパートナーシップ制度を利用して資本結合による資本調達を行っていた。
- ii) エンゲルスの父からの相続やエンゲルス引退後の新パートナーの参加などに見られるように、当時のパートナーシップ制度では、頻繁な再契約とパートナーの入れ替えによって、端緒的ではあるが、資本動化が可能であった。
- iii) 当時の資本家の地位は、資本所有とは関係がない企業内の被雇用者ではなく、財産贈与や遺産相続によって資本所有者の子弟によって世襲された。
- iv) 資本家の子弟は青年期から企業内での訓練によって将来の資本家としての能力を開発され、そのキャリアは、見習いから始まり、会計や経営者をへてパートナーに昇格し、資本家になった。
- v) 資本家の子弟の収入は、資本所有者と同じように、労働者の賃金とは違って、利潤の分配として行われ、その水準は、上層の労働者はもちろんのことホワイト・カラー層の収入に比べても格段に高かった。

エルメン&エンゲルスの検討から得られる以上のような特質は、第一には、従来、軽視されてきたパートナーシップ制度の資本結合機能を表現しているうえに、第二には、19世紀中葉以降増大した、同族企業化したイギリス産業資本⁽⁹⁹⁾の特質を体現しているといえよう。そこで、エルメン&エンゲルスにも見られた19世紀中葉のイギリス産業資本の特質に関係する問題を論じておこう。

エルメン&エンゲルスでは、19世紀中葉以降、イギリス綿工業において支配的になる他の同族企業と同じように、資本出資者の子弟が特別なキャリアをへてパートナー=資本所有者になっていた。しかも、彼らは資本所有者となつてからも、自ら直接に経営を担い、高収入を獲得すると同時に企業経営に忙しい毎日を送らねばならなかった。こうした同族企業では、資本所有者とその子弟が企業経営を独占しており、資本を所有している家族に属さない者はそのキャリアにも関わらずパートナーへの昇格が排除されていた。つまり、19世紀中葉

のイギリスにおける同族企業においては、資本所有者層と経営者層の分化はほとんど見られず、特別のキャリアを経た資本所有者の子弟による資本所有の世襲によって、資本の所有と機能を一身に体現した古典的な所謂個人資本家が支配的であるかのような様相を呈したわけである。

このことは、同時に、資本所有者と家族的な関係を持たない一般の被雇用者の場合、たとえ能力に優れていても、パートナーへの昇格の道は婚姻関係を通す以外には持たなかったことを示している。つまり、同族企業においては、一般に経営を担当する資本所有者集団と他の被雇用者の間には大きな溝が横たわっており、企業内での階層間流動性は極端に低い。また、資本所有者集団は将来の資本家である子弟の能力開発を最大の課題としたために、他の被雇用者の経営能力の開発をまったくといっていいほどに行わなかったといってよい。こうした同族企業に特有の性質がエルメン&エンゲルスにも認めることができるだけでなく、それは資本所有の世襲化と同族企業化の傾向を持った、19世紀中葉のイギリス産業資本の代表的な事例として考えることができる。

そして、エルメン&エンゲルスに見られるような個人資本家の存在がマルクスの『資本論』やその後のマルクス経済学に大きな影を落としているといえよう。周知のように、『資本論』では、資本家は資本の人格的表現とされつつも、基本的には資本の所有と機能を一身に担う存在として規定されていた。つまり、19世紀イギリス綿工業の同族企業が持った特質が資本主義一般に通じる普遍的性格と取り違えられ、本来の資本家とは所有と経営をともに体現する存在であるという結論が導かれたがために、資本を所有しない経営者や経営に対する規制力を持たない資本所有者などは、いずれも本来の資本家から逸脱した存在であるという議論を生むことになったわけである。また、マルクス経済学においては、資本家と労働者との間の流動性は極端に低く、両者は相容れない階級であると主張されるようになったのも、エルメン&エンゲルスに代表的に見られる19世紀中葉のイギリスの同族企業に見られた特殊な関係性が資本主義一般に通じる普遍性を持つものと誤認されたことと関係しているともいえよう。いずれにせよ、古典的なマルクス経済学や正統派マルクス主義が信じてきた産業資

資本家エンゲルス(田中)

本家像や二大階級論は19世紀中葉のイギリス産業資本による歴史的制約の産物として理解されるべきであろう。⁽¹⁰⁰⁾

こうした問題以外に、次のような思想的な問題をも指摘できる。エンゲルスはかつてのロバート・オーエンと同じように、綿工業資本家として活動したわけであるが、共産主義者としての信念を持ち続けていたにも関わらず、彼は、オーエンとは違って、企業内における労働条件の改善や企業経営への労働者の参加などといった方策にはまったく着手することがなかったことに注意すべきであろう。エンゲルスのキャリアからすれば、所謂体制内改革の可能性は最初から否定される必要があったのかもしれない。いずれにせよ、彼自身がまぎれもなく、長年、資本家として生きてきたことは、晩年、彼が普及に努めたマルクス主義に一定のバイアスを生み出したように思われる。

最後に、ここでの叙述で明らかなように、エンゲルスのマンチェスターでの20年間は、レーニン以来、信じられてきたように、マルクスを支えた美しき友情という言葉で表現できるほど単純なものではなかったといつてよい。30-40代という人生の最も働き盛りの20年間をマンチェスターでの「犬の仕事」に捧げ、秘められた私生活を守るために二重生活を強いられ、自己の信念からすれば正に敵である資本家としての生活を、経済的な理由から送らねばならなかったエンゲルスのマンチェスターでの生活は矛盾を孕んだ複雑なものであり、しかも、人間としての苦悩に満ちた重苦しいものでもあった。だが、その道義的判断は読者に委ねておこう。

付表・1 エンゲルスの報酬

期間	年収£	資料
1850-1852	200(父からの分与)	MEW, XXVII, S.276(訳, 27巻, 236頁).
1852-1856	100+利潤5%	R. Whitfield, <i>Frederick Engels in Manchester</i> , p.42.
1856-1860	100+利潤7.5%	<i>Ibid.</i>
1860-1864	100+利潤10%	Articles of Agreement, LRO, DDX358/1.
1864-1869	利子5%+利潤20%	Articles of Partnership, LRO, DDX358/2.

付表・2 エンゲルスの年収, 1854—1859

年次	1854	1855	1856	1857	1858	1859	平均
金額 £	168	163	408	837	840	978	565

[出典] G. Mayer, *Friedrich Engels*, II, p.61.

付表・3 書簡により確認できるエンゲルスの仕送り額

年次	1851	1852	1853	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860
金額 £	39	29	35	17	10	5	30	18	22	154
年次	1861	1862	1863	1864	1865	1866	1867	1868	1869	合計
金額 £	40	69	370	—	95	245	140	300	555	2,173

[資料] *NEW*, XXVII, S.163, 178, 239, 240, 250, 276, 294, 334, 336, 360 (訳, 27巻, 144, 158, 205, 206, 214, 235, 252, 285, 287, 308頁); *NEW*, XXVIII, S.33, 64, 76, 110, 112, 127, 130, 136, 151, 182, 208, 217, 249, 280, 302, 330, 337, 411, 438, 451 (訳, 28巻, 26, 51, 59, 88, 89, 104, 106, 110, 123, 150, 172, 180, 206, 230, 246, 267302, 330, 350, 360); *NEW*, XXIX, S.92, 100, 110, 113, 119, 132, 271, 287, 307, 368, 376, 387, 411, 444, 484, 524 (訳, 29巻, 51, 72, 79, 87, 90, 95, 107, 214, 226, 242, 288, 294, 302, 320, 346, 376, 376, 408, 頁); *NEW*, XXX, S.36, 41, 45, 63, 81, 88, 103, 113, 120, 130, 132, 144, 150, 178, 182, 193, 198, 201, 203, 218, 236, 244, 250, 261, 292, 298, 302, 304, 318, 353, 361, 377 (訳, 30巻, 33, 37, 40, 53, 65, 71, 84, 91, 96, 105, 106, 116, 121, 145, 149, 157, 162, 165, 166, 179, 192, 199, 204, 213, 237, 240, 243, 245, 255, 281, 288, 300頁); *MEW*, XXXI, S.134, 146, 153, 159, 167, 180, 181, 196, 200, 208, 224, 242, 256, 259, 264, 267, 271, 278, 283, 292, 310, 320, 322, 335, 393 (訳, 31巻, 113, 124, 129, 133, 140, 150, 151, 163, 165, 173, 187, 203, 214, 217, 221, 224, 227, 232, 236, 243, 260, 268, 269, 282, 330頁); *MEW*, XXXII, S.38, 47, 48, 64, 94, 98, 102, 104, 106, 112, 116, 121, 122, 138, 142, 148, 166, 176, 197, 201, 209, 213, 221, 261, 288, 322, 326, 357, 419 (訳, 32巻, 33, 40, 41, 54, 79, 81, 83, 84, 86, 90, 93, 97, 98, 111, 114, 117, 131, 140, 156, 159, 165, 168, 173, 205, 226, 254, 257, 284, 340頁), から集計。

注

- (1) 例えば, 大内兵衛『マルクス・エンゲルス小伝』(岩波新書, 1965年), Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands hrsg., *Friedrich Engels, Eine Bine Biographie* (Berlin, 1970, 土屋保男・松本洋子訳『フリードリッヒ・エンゲルス伝記』大月書店, 1972年); 杉原四郎・佐藤金三郎『資本論物語』(有斐閣, 1975年)などを参照。

資本家エンゲルス(田中)

- (2) もちろん、次のような研究もある。R. Boyson, *The Cotton Enterprise* (Oxford, 1970); C.H. Lee, *A Cotton Enterprise, 1875-1840* (Manchester, 1972); A. Howe, *Cotton Masters, 1830-1860* (Oxford, 1984); M.B. Rose, *The Greys of Quarry Bank Mill* (Cambridge, 1986).
- (3) エンゲルスについては、完全ではないとはいえ、*Marx-Engels Werke* (以下 *MEW* と略)、XXVII-XXXII (Berlin, 1963-1970, 『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店, 1971-3年) に収められた書簡を容易に利用することができる。当該時期のいわゆる MEGA の書簡集が全巻出版されれば、新たな資料も利用できるようになるかもしれないが、現在では *Marx Engels Gesamtausgabe*, III, 3-8 (Berlin, 1984-1990) として1857年までの書簡集しか出版されていない。なお、ここで利用した書簡は両者に収録されているので、すべて引用は前者からなされる。
- (4) この点については、田中章喜「企業と市場は変質したか——産業資本と金融資本の同質性と異質性」『証券経済』171号(1990年)を参照されたい。
- (5) 杉原四郎『マルクス・エンゲルス文献抄』(未来社, 1972年)を参照。
- (6) 古くは G. Mayer, *Friedrich Engels, eine Biographie*, 2 Bde (Haag, 1934) があり、その後もまったく研究がなかったわけではないが、M. Rubel, 'The "Marx Legend", or Engels, Founder or Marxism' (1970), in *Rubel on Marx*, eds. by J. O'Malley and K. Alogozin (New York, 1981), T. Carver, *Marx and Engels* (Brighton, 1983) で、マルクス主義の確立と普及に果たしたエンゲルスの役割が積極的に評価される中で、近年、新たな研究が相次いでいる。例えば、*Friedrich Engels, 1820-1970* (Hannover, 1971) G. Stedman Jones, 'Engels and the Genesis of Marxism', *New Left Review*, no. 106 (1977); idem, 'Engels and the History of Marxism', in *The History of Marxism*, ed. by E. Hobsbawm, vol.1 (Brighton, 1982); S. Marcus, *Engels, Manchester, and the Working Class* (New York, 1974); D. McLellan, *Engels* (Glasgow, 1977); T. Carver, *Engels* (Oxford, 1981, 内田弘・杉原四郎訳『エンゲルス』雄松堂出版, 1982年); idem, *Friedrich Engels, His Life and Thought* (Macmillan, 1989); J.D. Hunley, *The Life and Thought of Friedrich Engels* (New Heaven, 1991)を参照。なお、日本では、廣松渉『エンゲルス論』(田畑書店, 1970年)がある。
- (7) 例えば、M. Jenkins, *Frederick Engels* (Manchester, 1951); W.H. Henderson and W.H. Chaloner, 'Friedrich Engels in Manchester', *Memoirs and Proceedings of the Manchester Literary and Philosophical Society*, Vol.98 (1956-7); W.H. Henderson, *The Life of Friedrich Engels*, 2 vols. (London, 1976); W.O. Henderson, 'Engels in Manchester', in *Friedrich Engels, 1820-1970*; idem, 'The Firm of Ermen & Engels in Manchester', *Internationale Wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung*, Heft 11-12 (1971); R. Whitfield, *Frederick Engels in*

Manchester (Salford, 1988) などがある。

- (8) エルメン&エンゲルスの経営資料は、現在、イギリスのプレストンにあるランカシャ文書館に以下の4点が保存されている。Godfrey Ermen and Friedrich Engels, Articles of Agreement, 25 Sep. 1862, Lancashire Record Office (以下 LRO と略), DDX358/1; Ermen & Engels, Articles of Partnership, 30 July 1864, LRO, DDX358/2; Godfrey Ermen and Friedrich Engels, Deed of Agreement, 24 June 1869, LRO, DDX358/3; Copy of Letter from F. Engels to G. Ermen, 1 June 1874, LRO, DDX358/4. なお、4番目のエンゲルスの書簡を除けば、いずれの文書もエンゲルス署名入りの現物である。
- (9) Henderson, *The Life of Friedrich Engels*, I, pp.6-7; Hunley., *op. cit.*, pp.7-8, 11.
- (10) 1842-44年のエンゲルスのマンチェスター時代については、いずれ詳しく検討する機会を持ちたい。
- (11) 1845-1850年のエンゲルスの活動については、Henderson, *The Life of Friedrich Engels*, I, chap. 3; 良知力『マルクスと批判者群像』(平凡社, 1971年)を参照。
- (12) Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', pp.1-2.
- (13) *Ibid.*, pp.2-3.
- (14) *Ibid.*, p.3.
- (15) *Manchester Guardian*. 27 Aug. 1842. なお、1842年のチャーチスト運動と労働運動の状況については、M. Jenkins, *The General Strike of 1842* (1980)を参照。
- (16) *Parliamentary Papers*, 1850 [1141], XXIII, *Reports of Inspectors of Factories*, p.23.
- (17) *MEW*, XXVII, S.152 (訳, 27巻, 137頁, なお訳文は従っていない, 以下同様). 綿業貴族 cotton lord という言葉は、文献上では、ウィリアム・コベットにさかのぼることができる (*Cobbett's Weekly Register*, 6 Sep. 1824). また, partner という言葉が『マルクス=エンゲルス全集』では「社員」と訳されているが、現代日本で通常使用されているような従業員という意味はなく、資本出資者、つまりは資本家としての意味を持っていたことに注意されたい。
- (18) *MEW*, XXVII, S.155 (訳, 27巻, 140頁).
- (19) *MEW*, XXVII, S.204 (訳, 27巻, 179頁).
- (20) *MEW*, XXVII, S.276 (訳, 27巻, 236頁). とはいえ、エンゲルスは、一年目ですでに約束の金額を越えて引き出し、その後、父から減額の要求があったにもかかわらず、翌年も実際には200ポンド以上の金額を使用していた。*MEW*, XXVII, S.336 (訳, 27巻, 287頁).
- (21) *MEW*, XXVII, S.180 (訳, 27巻, 160頁).
- (22) *MEW*, XXVII, S.276 (訳, 27巻, 236頁).
- (23) ヘンダーソンは、B. Woodcroft, *Alphabetical Index of Patentees of Inventions*

資本家エンゲルス(田中)

- (1854), patent 13, 670 に依拠して, ゴドフライの特許を1851年のもののみとして述べているが (Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', p.5), 実際は二つの特許を取得していることが, 経営資料から分かる。Articles of Agreement, LRO, DDX358/1/14.
- (24) Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels's, p.5. なお, ダイヤモンド糸という商標は現在でも有効である。
- (25) イギリスのエルメン&エンゲルスは, 契約書を見れば分かるように, その事業はマンチェスター, エクルズ, ボルトンの地だけで行っており (Articles of Agreement, LRO, DDX358/1), バルメンでの事業にはエルメン兄弟が出資することもあったとはいえ, それは, エンゲルスの父と兄弟を中心とした別の企業体であり, 会計上も別勘定となっていた。ここでは, エルメン&エンゲルスはイギリスの企業体のみに限定されている。
- (26) *MEW*, XXVII, S.542 (訳, 27巻, 459頁)。
- (27) *MEW*, XXVII, S.276, 542 (訳, 27巻, 236, 459頁)。
- (28) *MEW*, XXVIII, S.35 (訳, 28巻, 29頁)。
- (29) Articles of Agreement, LRO, DDX358/1; *MEW* XXVIII, S.74-5 (訳, 28巻, 58-59頁)。
- (30) Articles of Agreement, LRO, DDX358/1.
- (31) Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', p.6. なお, ヘンダーソンは新パートナーシップの発足後の1852年頃にはエルメン&エンゲルスとエルメン&ブラザーズが合併したと述べているが, 1853年のマンチェスタの人名録には両社とも記載されていることから, 以前として二社が併存していたようである。W. Whellan & Co., *An Alphabetical and Classified Directory Manchester and Salford* (Manchester, 1853).
- (32) Articles of Agreement, LRO, DDX358/1/1.
- (33) *MEW*, XXX, S.42 (訳, 30巻, 37-38頁)。
- (34) *MEW*, XXX, S.528 (訳, 30巻, 428-429頁)。
- (35) *MEW*, XXX, S.56 (訳, 30巻, 48頁)。
- (36) *MEW*, XXX, S.582, 585 (訳, 30巻, 469-470, 472-473頁)。
- (37) *MEW*, XXX, S.56 (訳, 30巻, 48頁)。
- (38) Articles of Agreement for Employment of Mr. Engels, LRO, DDX358/1.
- (39) Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', p.7.
- (40) Ermen & Engels, Articles of Partnership, DDX358/2.
- (41) Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', p.8.
- (42) *MEW*, XXXI, S.510 (訳, 31巻, 428頁)。といっても, 彼はその後, 女性関係から問題を引起こし, ゴドフライ・エルメンの怒りをかう。*MEW*, XXXII, S.617

(訳, 32巻, 509頁).

- (43) Articles of Agreement for Employment of Engels, LRO, DDX358/1.
- (44) *MEW*, XXIX, S.210 (訳, 29巻, 168頁). ちなみに, エンゲルスは, 1854年から1870年にかけて, マンチェスタ取引所の正規の会員であった。D.A. Farnie, 'An Index of Commercial Activity: the Membership of the Manchester Royal Exchange, 1809-1948', *Business History*, XXI (1979), p.106; Henderson, *The Life of Friedrich Engels*, I, pp.199, 201.
- (45) *MEW*, XXIX, S.527 (訳, 29巻, 411頁).
- (46) *MEW*, XXVII, S.341 (訳, 27巻, 291頁).
- (47) *MEW*, XXX, S.304, 413 (訳, 30巻, 245, 326頁).
- (48) *MEW*, XXVIII, S.259 (訳, 28巻, 213頁).
- (49) *MEW*, XXIX, S.85 (訳, 29巻, 66頁).
- (50) *MEW*, XXIX, S.508 (訳, 29巻, 394頁).
- (51) L. Levi, *Commercial Law. Its Principles and Adimistration* (London, 1850), p.72.
- (52) Ermen & Engels, Articles of Partnership, LRO, DDX358/2.
- (53) スリーピング・パートナーとアクティング・パートナーについては, 田中章喜「産業資本の所有と経営——イギリス綿工業企業を対象として, 1780-1850年」『政経論叢』65号(1988年), 77-79頁。
- (54) Ermen & Engels, Articles of Partnership, LRO, DDX358/2.
- (55) *MEW*, XXXII, S.83 (訳, 32巻, 69頁).
- (56) 1851年と1861年のセンサス調査におけるエンゲルスの記録の写しを参照。Whitfield, *op. cit.*, pp.26, 34.
- (57) Articles of Partnership, LRO, DDX358/2. なお, パートナーの間での序列付けは一般的に行われていた。I.P. Cory, *A Practical Treatise on Accounts, Mercantile, Partnership...* (London, 1839), p.85.
- (58) 例えば, *MEW*, XXXII, S.153 (訳, 32巻, 122頁).
- (59) *MEW*, XXXI, S.512 (訳, 31巻, 428頁).
- (60) *MEW*, XXVIII, S.23 (訳, 28巻, 18頁).
- (61) *MEW*, XXVIII, S.85 (訳, 28巻, 66-67頁).
- (62) *MEW*, XXIX, S.337 (訳, 29巻, 262頁).
- (63) *MEW*, XXX, S.284 (訳, 30巻, 230頁).
- (64) *MEW*, XXXI, S.149 (訳, 31巻, 127頁).
- (65) *MEW*, XXVIII, S.255 (訳, 28巻, 211頁); *MEW*, XXIX, S.109 (訳29巻, 86頁).
なお土曜日は午後1時に事務所は閉められた。*MEW*, XXXI, S.566 (訳, 31巻, 469頁).
- (66) *MEW*, XXXI, S.293 (訳, 31巻, 245頁).

資本家エンゲルス(田中)

- (67) 数値は、B.R. Mitchell, *British Historical Statistics* (Cambridge, 1988), p.153 にある1851年と1861年の熟練労働者・クラークのそれぞれの平均値。
- (68) 綿工業企業の利潤率は19世紀後半から好転するが (Howe, *op. cit.*, pp.26-28), それによれば、最低でも5%はあったと仮定してよいだろう。なお、エルメン & エンゲルスは優良企業であったので、実際の利潤率はかなり高かったものと考えられ、エンゲルスの年収もここでの推定以上に高額であったといつてよい。
- (69) なお、エンゲルスの収入に関しては、M. Knieriem, *Gewinn unter Gottes Segen, Nachrichten aus dem Engels-Haus, V* (1987) というパンフレットがあるが、筆者は未見。
- (70) *MEW*, XXIX, S.85 (訳, 29巻, 66頁)。
- (71) *MEW*, XXIX, S.109 (訳, 29巻, 86頁)。
- (72) *MEW*, XXXI, S.303 (訳, 31巻, 253頁)。なお、ゴットフリートとはゴドフライのこと。
- (73) *MEW*, XXVII, S.230 (訳, 27巻, 198頁)。
- (74) *MEW*, XXIX, S.108 (訳, 29巻, 85頁)。他にも、イギリスの有名紙である『フォートナイトリ・レビュー』への『資本論』の書評の執筆に当たって、エンゲルスは実名入りの論文の掲載を避けたい旨をマルクスに伝えている。恐らく他の理由もあっただろうが、少なくとも仕事を続けている限り、イギリスでは自らの本当の姿を隠したかったといえよう。*MEW*, XXXII, S.86, 89 (訳, 32巻, 72, 75頁)。
- (75) より詳しくは、Whitfield, *op. cit.*, pp.24-45を参照。
- (76) 例えば、*MEW*, XXIX, S.56, 100, 245, 283 (訳, 29巻, 44-45, 79, 196, 224頁); *MEW*, XXX, S.384 (訳, 30巻, 306頁)。
- (77) Whitfield, *op. cit.*, p.27。
- (78) ちなみに、エンゲルスからの送金とは別に、マルクスは1864年にヴィルヘルム・ヴォルフの遺産824ポンド14シリング9ペンスもの金をも手中にしている。なお、ヴォルフの遺産はエンゲルスによって処分され、彼は様々な手続きを行ったにも関わらず、自らは100ポンドのみを相続したに過ぎない。いうまでもなく、ヴォルフとは、マルクスによって『資本論』第1巻を捧げられた人物である。*MEW*, XXX, S.398, 405, 419 (訳, 30巻, 316, 322, 331頁); *MEW*, XXXI, S.19, 97 (訳, 31巻, 15, 81頁)。
- (79) *MEW*, XXXIII, S.216-217 (訳, 32巻, 171頁)。
- (80) なお、先にあげた熟練労働者とホワイト・カラーの平均年収と比べられたい。本論文, 12頁。
- (81) *MEW*, XXXI, S.137 (訳, 31巻, 117頁)。
- (82) *MEW*, XXXI, S.283 (訳, 31巻, 236頁)。
- (83) *MEW*, XXXI, S.293 (訳, 31巻, 244-245頁)。

- (84) *MEW*, XXXI, S.296-297 (訳, 31巻, 248頁).
- (85) *MEW*, XXXII, S.213 (訳, 32巻, 168頁).
- (86) *MEW*, XXXII, S.215 (訳, 32巻, 170頁).
- (87) Deed of Agreement, LRO, DDX358/3.
- (88) *MEW*, XXXII, S.605, 628 (訳, 32巻, 498, 518-519頁).
- (89) Deed of Agreement LRO, DDX358/3. なお, ジェンキンスはこの金額を4,964ポンド16シリング4ペンスと記しているが, これはゴドフライ・エルメンの分であることが同じ文書から分かる。Jekins, *op. cit.*, p.10.
- (90) Deed of Agreement, LRO, DDX358/3; *MEW*, XXXII, S.615 (訳, 32巻, 507頁).
- (91) *MEW*, XXXII, S.626 (訳, 32巻, 517頁).
- (92) 本論文, 7-8頁。
- (93) エンゲルスは少なくとも7,000ポンドを母に支払ったように述べてはいるが, 同じ書簡からは詳しい事実関係は分からない (*MEW*, XXXII, S.625, 訳, 32巻, 516頁)。なお, 帳簿や手形の操作などの方法によって返済する時は, 場合によっては, 形式的には返済しても, 実際にはエンゲルスの手元に現金を残すことが可能であったことはいうまでもない。
- (94) エルメン&エンゲルスのパートナーシップ契約ではエンゲルスは12,000ポンドを越える額を出資してはならないという規定があったので (Articles of Partnership, LRO, DDX358/2), 彼は解散以前に利潤配当分の半分以上を引き出していたといっ
てよい。また, エンゲルスは母親への財産分与後も, 以前に購入した10,000ポンド相当の有価証券からの配当を自らのものとしていることから (*MEW*, XXXII, S.628, 訳, 32巻, 518-519頁), それまでに積み立てていた収入と解散時の分配金を母親への送金に充当し, 10,000ポンドの有価証券はエンゲルス自身の財産としたのかもしれない。
- (95) *MEW*, XXXII, S.329 (訳, 32巻, 259頁)。トゥッシはエリーナ・マルクスのこと。
- (96) *MEW*, XXXII, S.615, 617 (訳, 32巻, 507, 509頁)。
- (97) Copy of Letter from F. Engels to G. Ermen, LRO, DDX358/4. なお, この手紙は, Jenkins, *op. cit.*, pp.11-12; Henderson, 'The Firm of Ermen & Engels', p.9-10. に全文引用されている。
- (98) H.E. Blyth. *Through the Eye of a Needle* (Manchester, 1947), p.11.
- (99) なお, 19世紀イギリス産業資本の特質については, 田中「企業と市場は変質したか」を参照されたい。
- (100) この点に関しては, 田中「産業資本の所有と経営」を参照されたい。なお, 産業革命期のイギリス綿工業では, エルメン&エンゲルスとはまったく異なった様相を示していたが, その代表例として当時のリーディング・ファームであるフィリッ

資本家エンゲルス(田中)

プス&リーをあげることができる。詳しくは、田中章喜「産業資本像の転換のために——マンチェスタの綿紡績業者フィリップス&リー」『政経論叢』69号（1989年）を参照されたい。

[付記]

本論文は国士館大学政経学部特別研究費による研究成果の一部である。